

ひょうごフードサポートネット規約

(名称)

第1条 本会は、「ひょうごフードサポートネット」と称する。

(目的)

第2条 本会は、生活困窮者、ヤングケアラー等（以下「生活困窮者等」という）に対する食品による支援や、食品ロス削減に取り組むNPO、民間企業、福祉団体等組織間の連携及び官民連携の体制を構築することにより、生活困窮者等への食品支援の取組を推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 1 生活困窮者等への食品支援、食品ロス削減の取組を推進するための組織間の連携強化に関する活動
- 2 生活困窮者等への食品支援、食品ロス削減に関する先進事例等の情報共有、啓発活動
- 3 生活困窮者等への食品支援、食品ロス削減の取組の普及活動
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する以下の会員をもって組織する。

会員区分	構成団体
サポーター	生活困窮者等への食品支援、食品ロス削減に取り組むNPO、企業、団体、社会福祉法人連絡協議会 等
サポート 推進機関	県内の市町（困窮支援所管課）、社会福祉協議会、社会福祉法人連絡協議会 代表者等連絡会

(入会)

第5条 本会の目的に賛同し、第3項に定める入会条件を満たす者は、本会のサポーターとすることができる。

- 2 入会にあたっては、所定の様式により、兵庫県福祉部地域福祉課あてに申し込む。

3 入会の条件は下記のとおりとする。

生活困窮者等への食品支援、食品ロス削減にかかる活動実績があること

(退会・除名)

第6条 サポーターは、退会の意志を書面により事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。また、サポーターが次の事項のいずれかに該当するときは、サポーターに事前に弁明の機会を与えた上で、次条に定める事務局が除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(事務局)

第7条 本会の事務の執行を円滑におこなうため兵庫県福祉部地域福祉課内に事務局をおく。

(附則)

1. この規約は、2023年(令和5年)2月3日より施行する。
1. この規約は、2023年(令和5年)10月10日より施行する。
1. この規約は、2023年(令和5年)12月1日より施行する。